

# 沖縄県立芸術大学におけるハラスメント対策等に関する協議会運営要綱

(令和8年6月4日部長決裁)

(目的)

- 第1条** この要綱は、沖縄県立芸術大学におけるハラスメントの発生を未然に防止し、ハラスメントを決して許してはならないとの決意のもと、具体的かつ継続的な実効性ある対策の実施に資するため、沖縄県と沖縄県立芸術大学との間に「沖縄県立芸術大学におけるハラスメント対策等に関する協議会」（以下「協議会」という。）を設置するとともに、その運営に関して必要な事項を定めるものとする。
- 2 県は、協議会の運営に当たり、沖縄県立芸術大学における大学自治を侵害しないよう、十分に配慮しなければならない。

(協議会の公開等)

- 第2条** 協議会は、原則として公開するものとし、沖縄県立芸術大学におけるハラスメント対策のあり方について意見交換を行うものとする。
- 2 議長は、協議会を公開することにより、円滑な意見交換が著しく阻害されると認められるときその他正当な理由があると認めるときは、非公開とすることができる。
- 3 議長は、協議会の傍聴を希望するものに対し、別紙「傍聴要領」を示すものとし、傍聴人が別紙「傍聴要領」に定める事項に違反する行為がある場合等、会議の中断又は継続が困難な状況がある場合は、傍聴人に退室を命ずる等必要な措置を講じることができる。

(構成員)

- 第3条** 協議会の構成員は、次に掲げる者とする。
- (1) 沖縄県立芸術大学副学長
  - (2) 沖縄県立芸術大学美術工芸学部長
  - (3) 沖縄県立芸術大学音楽学部長
  - (4) 沖縄県立芸術大学事務局長
  - (5) 沖縄県文化観光スポーツ部文化スポーツ統括監
  - (6) 沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課長

(協議会の開催)

- 第4条** 協議会の開催は、文化スポーツ統括監が通知する。

(議事の進行等)

- 第5条** 協議会の議長は文化スポーツ統括監とし、議事進行を行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、文化スポーツ統括監は協議会の議事進行を担当する者を指名し、当該者に協議会の議事進行を依頼することができる。
- 3 協議会は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 議長は、構成員の意見等を踏まえ、必要があると認めたときは、構成員以外の者を協議会に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(守秘義務)

**第6条** 協議会は、個人情報に伴う個別の事案については意見交換を行わないが、構成員が、協議会の活動に関連して知り、又は知り得た個人情報その他の秘匿すべき情報についてはその秘密を厳守するものとし、これを開示し、又は漏えいしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

**第7条** 協議会の庶務は、沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課において処理する。

(補則)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

**附 則** この要綱は、令和8年6月4日から施行する。